

公共建設発生土処理に係る「指定利用等A(指定受入地)」特記仕様書

本工事から発生する発生土については、次により処理してください。

1 受入場所

- (1) 受入地等の名称 : 手広公共建設発生土受入地
 (2) 場 所 : 鎌倉市手広1-1-5

2 受入条件

- (1) 搬入可能日 : 原則として、月曜日～金曜日（祝日、夏休、年末年始は除く。）とします。
 (2) 搬入時間 : 8:00～12:00 及び 13:00～17:00 とします。
 (3) 土質条件 : 第1種～第3種建設発生土
 (4) 受入費 単価は1.0 m³（地山）当たり

土 質	搬入時間	受入費（税別）
「第1種」、「第2種」及び「第3種」 建設発生土	昼 間	7,400 円
	夜 間	—

(5) ダンプトラック1台当たりの積載量

車 種	積載土量（地山）	備考
2 t 車	1.111 m ³	土砂の単位体積重量は1.8 t/m ³ として計算
3 t 車	1.666 m ³	
4 t 車	2.222 m ³	
8 t 車	4.444 m ³	
10 t 車	5.277 m ³	土砂の単位体積重量は1.895 t/m ³ として計算

3 土質区分

建設発生土の土質区分は、別紙の「土質区分基準」によるものとします。

4 受注者は、自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙の「確認届（受入地・仮置場）」（様式11）を提出し、発注者の確認を得てください。

5 (1) 受注者は、「再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）」に基づく再生資源利用促進計画書（以下「計画書」という。）及び再生資源利用促進実施書（以下「実施書」という。）を提出してください。

なお、記載内容は神奈川県建設発生土入力方法統一基準により次のとおりとします。

搬出先名称	区分	施工条件の内容	搬出先 場所住所	搬出先の種類
手広公共 建設発生土 受入地	民間	1. 指定利用等A (発注時に搬出先を指定された もの)	神奈川県 鎌倉市手広 1-1-5	6. スtockヤード (工事予定地含む) (再利用の目的がある) (国登録Stockヤード)

【次ページあり】

(2) 体積が500 m³以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、受注者は監督員が記載した別紙の「土壌汚染対策法等手続の確認フロー」(様式13)(以下「確認フロー」という。)及び「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」(様式14)(以下「確認結果票」という。)を確認し、確認結果票を作成してください。

(3) 受注者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出し説明してください。

また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示してください。

(4) 受注者は、(2)で作成した内容に変更が生じた場合、速やかに計画書及び確認結果票を変更するものとし、その内容を発注者に速やかに報告してください。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示してください。

(5) 受注者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)してください。

(6) 受注者は、計画書・確認結果票・確認フロー・実施書を工事完成日から5年間保存してください。

(7) 受注者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し受領書の交付を求めてください。

また、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに、当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存してください。

なお、当該受領書の写しを監督員に提出してください。

6 搬入手続

受注者は、「公共建設発生土搬入(変更)申込書」を作成し、監督職員の証明及び本市公共建設発生土担当者(契約検査課検査担当)の確認を受けた後、藤沢土木協同組合へ提出し発行される土砂搬入整理券により搬入するものとします。

なお、当該申込書を提出するときは、監督職員が確認した「土砂検定調書」(様式1)と「土壌簡易検査調書」(様式A)又は「検定試験結果証明書」(様式2)及び付属の写しを添付してください。

藤沢土木協同組合 連絡先 藤沢市鵠沼石上二丁目6番10号

TEL 0466-26-5060 FAX 0466-26-9041

7 搬入報告

受注者は、本工事で発生した建設発生土を指定受入地へ搬入を完了したときは、藤沢土木協同組合が発行する「公共建設発生土搬入証明書」を監督員に提出してください。

8 受注者は、「土壌の汚染に係わる環境基準について(平成3年8月23日環境庁告示第46号)」、「土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年10月17日条例第35号)」、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成11年3月16日条例第3号)」等の関係法令等に従い適正な処理を実施するとともに、土砂検定基準については、神奈川県の「県土整備局工事に係る土砂検定基準(平成21年4月1日施行)(令和4年4月1日改正)」に準拠するものとします。

9 受注者は、建設発生土の搬出先への情報提供として、受入地が存する本市に対し「建設発生土搬出のお知らせ」を作成し、監督員を通じて発注者(公共建設発生土担当者(契約検査課検査担当))に提出してください。(地山土量100 m³以上の搬出に限ります。)